

平成 29 年度第 1 回松本市環境審議会 議事録

日 時： 平成 29 年 5 月 29 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時

会 場： 松本市役所本庁舎 3 階 第一応接室

内 容： 松本市域における温室効果ガス排出量推計値について（報告）  
第 3 次松本市環境基本計画（平成 28 年度改訂版）の進行管理について（報告）  
松本市生物多様性地域戦略の進行管理について（報告）  
松本市一般廃棄物処理計画の見直しについて（報告）  
食品ロス削減事業の実施結果について（報告）

出席者：（委員）野見山委員、上條（直）委員、宮澤委員、田口委員、山田委員、藤森委員、桐原委員、  
上條（公）委員、倉澤委員、高村委員、松山委員、村上（さ）委員、高橋委員、  
関澤委員

（事務局）

〈環境政策課〉三沢課長、百瀬課長補佐、鈴木係長、堀井技師、大野技師、賜嘱託

〈環境保全課〉松田課長、徳永課長補佐

〈環境業務課〉百瀬課長、百瀬係長

欠席者：金沢委員、茅野委員、宮崎委員、中澤委員、高山委員、村上（真）委員

1 開 会 （司会：環境政策課長）

2 会長あいさつ

3 議 事

（会長）それでは、早速ですが議事に移らせていただきます。本日は報告事項のみということです。まず、  
3 議事 (1) 報告事項 ア 松本市域における温室効果ガス排出量推計値について、事務局よりご説明をお願いいたします。

議題 1 松本市域における温室効果ガス排出量推計値について （環境政策課）

（会長）どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して何かご質問等ありましたらお願いいたします。

（委員）国の指針が変わったので、仕方がないという面はあると思いますが、たぶん具体的な数値が出てこないとなかなか議論しにくい部分はあるんですけども、日本全体では温室効果ガスは、基本的には減らす努力をして減ってきていると思うのですが、国の指針が変わって、この様子だと増えてしまいそうだと。そうすると実際に私たちが、自然エネルギーの普及、省エネ等をやってきて減らした成果がどこに消えてしまうかということに対して市のほうでは意見はお持ちでしょうか。

（環境政策課）今その分も含めまして、精査をしているところでございます。正直言いますと、全く違うデータが出てきたと考えていいと思いますので、これからそれを考えていかないとならぬという状況だと思います。以上です。

（会長）かなり大変な作業かと思えます。いかがでしょうか。

(委員) かなり大変な事態だとは思いますが。まあ全体の統計は国の指針なので仕方がない面もあると思うのですが、私たちは色々な施策を展開して、色々なことをやっているわけですね。その成果というのは、その国の市町村全体の統計ではなくて、例えば私たちが独自に部分的にでも集計をしたり評価をしたりする方法を考えて、やっぱりこの施策は当たっているよね、とか、そういうことをしていかなないと、一生懸命施策を考えて展開しても、成果は全く読めませんでは、何をしているんだということになってしまいます。国のやり方はやり方としても、市として独自の評価という部分もそろそろ検討する時期ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

(環境政策課) 委員のいう通りでございます。この昨年度取りまとめました実行計画の平成28年度改訂版の中では、60万tについて基本政策ごとに削減量を求めています。その後に細かい計算方法がありますが、その計算方法によりますと、3年前にさかのぼるというわけではなく、拾えるものを拾って年度ごとに集計できるような状況になっております。電気以外ということでございますが、そういうことも含めまして、本当にこれでいけるのかどうかということを経験していかないといけないと思います。まさにだからこそ、国の推計値に頼らず、ひとつひとつ拾って行って、今までの施策が正しいか正しくないかという判断を、年度ごと確認する必要があると考えています。

(会長) 委員には実行計画を取りまとめていただきましたから、非常に事の大きさというのを改めて感じてらっしゃると思います。まずは、市が出してくる結果を見たうえで、今後どうしていくか少し判断をお示しいただきながら対応していくということで対応したいと思います。そのほかいかがでしょうか。

(委員) 国の基準が変わった理由というのはなんなのでしょう。

(環境政策課) 都道府県別エネルギー消費統計のもとになっているのが国の調査でございまして、この国の調査が大本で変わったということでございます。大きく変わったのは、石油製品、石炭製品の製造に伴う統計の数字の出し方を、今まではアウトプットのところをカウントしていたのが、最初の投入のところから数字を入れるということで、当たり前なんですけれども、今までしてこなかったところをできるだけ現実に近い形で見直しました。そういったところが何点か重なっているということでございます。

(会長) その他いかがでしょうか。それでは大変だとは思いますが、引き続き次回までにとりまとめをお願いいたします。そうしましたら次は、イ 第3次松本市環境基本計画(平成28年度改訂版)の進行管理について、ウ 松本市生物多様性地域戦略の進行管理について、一括で事務局からご説明をお願いいたします。

議題2 第3次松本市環境基本計画(平成28年度改訂版)の進行管理について (環境政策課)

議題3 松本市生物多様性地域戦略の進行管理について (環境保全課)

(会長) どうもありがとうございました。それではまず、第3次松本市環境基本計画(平成28年度改訂版)についてご質問ありますでしょうか。

(委員) 資料2の別紙2の3ページの第1項公害の防止と対策のところ。「騒音環境基準達成率」がC評価になっていますが、もともと調査箇所が少ないので、1、2カ所変わると大きく変わってしまうというのはわかります。実際のところ、状況は悪化しているのかどうなのか、原因は何なのか、その辺を調査して、たまたま1カ所はずれただけなのか、慢性的に悪化傾向にあるのか、整理しないといけないと思います。それによって今後どうしていかなければいけないのかが変わってくると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

(環境保全課) 委員のご質問にお答えします。まず「騒音環境基準達成率道路沿線」とありますが、こちらを具体的に申し上げますと、国道19号線の宮渕の下水浄化センターの玄関の付近でございます。測定した場所が、歩道の幅が非常に狭くて、車の通行する近郊で測定しております。そうしますと道路の騒音

のレベルが上がるというところで、環境基準を超えました。もう1カ所につきましては、浅間の水熊橋の上流、三才山トンネルに抜ける道のところで、これも同じく、歩道ではなく、横のガードレールの上で測定をしたものです。やはり近いということがございまして、環境基準を超過しました。環境基準を超過するところにつきましては、以前からも何カ所か継続的に見られておりますが、だいたい5年で1カ所ローテーションする予定で測定をしております。増加はしておりません。減少しているかということにつきましては、実は、例えば19号でございましたら、歩道の整備が進むと、歩道の幅は十分ありますので、家に届く音が減ることがございますが、増加の傾向はございません。また、「騒音環境基準達成率一般環境」とございますが、こちらにつきましても、ほぼ同じ場所で、5年で1ローテーションしております。こちらの場所は具体的には、高宮の銀行さんの駐車場になっております。19号が近いということがございまして、この近辺では以前から毎回ではございませんが、環境基準を超えているというところなんです。いずれも1デシベルから3デシベル程度環境基準を超えている状況でございまして、こちらでも悪化という状況ではございません。横ばいしないしは、多少減少の傾向が見られます。説明は以上です。

(会長) 前年の箇所とは違うということですね。ローテーションですからね。数年前と比べると、数年前もやはり同じような状況だったということですか。

(環境保全課) はい。毎回すべて100パーセント達成ができればよろしいのですが、場所によりましてある程度環境基準を超過する場所が出てきております。いずれも1デシベルから3デシベル程度ということです。

(会長) 具体的には、宮渕や浅間、高宮というところで、前回も厳しかったということですね。ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

(委員) まあ、ローテーションで場所を変えてというのはあるんですけども、そうはいつでも5年でやっているわけですから、その5年間の中では傾向がわかると思います。現実問題この平成28年のデータでは、要するに悪化しているわけです。これは、地点が変わったためなのか、継続している場所だけでも悪くなったのか、その辺はどうなんでしょうか。

(環境保全課) 昨年度と測った場所が違いまして、例えば住宅地の中で測ったような場合は、環境基準を超えることはまずない状況です。年度によりまして、比較的自動車騒音、主に19号のような交通量の多いところですが、その近郊で測った時には環境基準を超える場合がございます。以上です。

(会長) 道路近郊だと、これはもう交通量に比例すると考えてよろしいですか。

(環境保全課) その通りでございます。今、国道19号の日交通量が約3万台から4万台のところ、松本市内では最も交通量が多いところとなっておりますので、その影響を受けるのは、国道19号線沿いだと考えられます。

(会長) ありがとうございます。まあ、どうしようもないですね。これは2車線化が影響しているんでしょうかね。一部2車線になって、交通量が増えているんでしょうかね。

(環境保全課) 交通量が増えているかどうかは、詳しく調べないとわからないんですけども、2車線化したと同時に歩道の幅が十分取れるようであれば、周りの影響は減るとは思いますが、台数につきましては、車線のところでは言及しておりませんので、また持ち帰って確認いたします。

(会長) ありがとうございます。委員よろしいですか。よくないといえばよくないですけどね。これ高いのは、これはどこかにフィードバックはしてないんですか。

(環境保全課) 環境基準を超えたものにつきましては、環境基準を超えた、超えないに関係なく、騒音についての測定結果は、環境省で取りまとめをしております。この部分については、法定の調査ということになっておりますので、全国で国が把握しております。また、騒音対策につきましては、環境基準を超えたところで騒音対策ということにはなっておらず、この後例えば環境基準を大幅に超えた、もう耐えられないという状況になったところで、改めてそこから、高速道路のように遮音壁を作るとか、まだ日本では

実施されていませんが、偶数と奇数の車のナンバーによって通る通らないを決めるとかありますが、今松本市内では、そのような状況に至るところは今のところないです。

(会長) 地下水などは、基準を超えた場合には、そこを固定して数年間測ったりしますけどね。騒音に関してはそうではなかったですか。

(環境保全課) 地下水につきましては、長野県の公共水域の測定計画に基づいて、今会長がおっしゃられた通り、追跡調査を行いますが、騒音について追跡調査などは行っておりません。ただ、5年で一巡なので、だいたい同じところを何年かに一回測定をしておりますので、長期的な傾向は把握できます。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 別の話になりますが、資料2の別紙2の2ページの第2項農林業の推進の「間伐実施面積(年間)」について、AからCに評価が下がっているところですが、目標値234haに対して、実績値98.4haとかなり目標値と実績値が不確かなんですけれども、これは結局、基本的にいうとお金の問題ではないかと思えます。課題・問題点の欄に記述がありますように、国県補助金が縮減傾向にあるということなんですけど、長野県は森林づくり県民税というのを徴収していますよね。これが5年延長されまして、29年度まで延長されて今年で終わりなんですけれども、その後がどうなるかということもありますし、間伐面積の云々は市役所の方が自分でやっているわけではないですから、お金をお支払いして業者にやってもらっているということですから、お金の問題ですよ。市独自の嵩上げ補助を実施する予定と書いてありますが、この辺の見通しをお聞かせいただきたいと思えます。

(環境保全課) 委員のご質問で間伐の面積の嵩上げということなんですけれども、こちらでお示している数値につきましては、基本的に国又は県の補助をいただいたうえで、松本市の市有林、あるいは個人の民有林、それから県有林につきましての間伐の面積を足し上げたものです。補助なんですけれども、例えば個人の方が間伐をした場合は、補助の割合が6割～7割くらいということでした。そのところから、さらに市からの補助を加えまして、例えば個人の方が間伐した場合はさらに3割を乗っけるということで、ほとんど負担のないようにしようということが嵩上げの事業です。今後の見通しにつきましては、なかなか国の補助金というところで見通しが立つところではないです。もう一つ、今間伐というのは植林した後40年間は間伐をする予定なのですが、今40年間経った森林が増えてきたというところもあって、今後の見通しが増加ということは難しいのではないかと思えます。

(委員) はっきり言って心配しているわけです。お金の問題も含めて。特に平成28年度で急激に下がっていますから、この辺はある程度対策を打っていかないとこの問題そのものが頓挫してしまうのではないかと思えます。大変難しい問題ではあると思えますが、その辺は意識してほしいと思えます。

(会長) 国とか県からの補助以外にも、市からも出しているわけですが、そこが松くい虫の兼ね合いのほうにお金の一部流れているということでしょうか。

(環境保全課) はい。会長の今のお話にありました通りです。平成26年から平成27年につきまして間伐面積はだいぶ減ったのですが、反比例ということではないですが、松くい虫の更新伐の面積が個々の面積以外にも増えていることは事実です。先ほどの間伐の話は主にカラマツだったのですが、松くい虫の対象はアカマツですので、今はそちらのほうも増えてきているのが実情です。

(会長) これは樹種転換しているんですか。

(環境保全課) はい。

(会長) ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

(委員) 資料2の別紙2の3ページ、第1項「公害の防止と対策」のところでございます。「事業場立入り検査における指導に対する改善達成率」について、先ほどは2つの事業所とおっしゃっていました。事業所と申しましても、製造業から金融業まで特色のある事業が展開されています。昨年度立入りを実施した

事業所は製造業なのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

(環境保全課) ただ今ご質問がございました業種でございますが、立ち入りに関しましては、水質汚濁防止法というのがございます。水質汚濁防止法には、大きく言えば74の特定施設がございまして、それをお持ちの事業場が対象です。松本市内にはおよそ600以上ございまして、検査の箇所数につきましては、先ほど2カ所とおっしゃいましたが、立ち入りをした際に基準の違反をしていたり何らかの指導の対象となったりするようなところが2カ所あったという意味で、実際は100以上の事業所に行っております。業種につきましては、例えば、旅館業であるとか、食品製造業であるとか、多岐にわたっております。例えば、高校などの科学技術をやっているところも含まれてございまして、業種を対象としているわけではございません。今回の2カ所につきましては、食品の製造業と、教育機関といったところでございます。

(委員) 今、立入りに関しては水質汚濁防止法というのが法的な根拠になっているということでございましたが、それ以外に市役所の指導で水質汚濁の事業場に立入ることは法的に可能なのでしょうか。

(環境保全課) 法的に根拠があるのはもちろんなのですが、相手先は、松本市公害防止条例あるいは長野県の公害防止に関する条例の対象の事業場でしたら私どもが立入ることもございます。その事業場につきましては基本的には、公共用水域に負担がかかる事業場が設定をされていますので、そちらについては立入りをしております。また実際に長野県の条例に基づくものに関しても私ども立入りに行っております。

(会長) これはでも水質汚濁防止法に基づいて2カ所立ち寄って、2分の0という計算方法ということでしょうか。

(環境保全課) はい。昨年度そちらの指標につきましてはご審議いただいたところなんですけど、以前は立入りをした数、あるいは立入りで指導した数ということだったのですが、ちゃんと指導をして成果を出したところが必要だということで、指導した結果がどうだったかというところでやったものでございます。この2つの事業所のうち1つは来月に下水道の接続の工事が実際に始まります。もう一つにつきましては先週改善計画をいただいた中で、さらに改善するところがございましたので、また今週あるいは来週ぐらいに一度事業者と話をしましてさらなる改善をしていくところでございます。

(委員) 水質汚濁のご説明は十分理解できました。大気汚染であるとか、土壌汚染であるとか、そのようなことに対する調査はどのように進められているのでしょうか。

(環境保全課) 大気汚染につきましては、大気汚染防止法のほとんどが、長野県の担当になってございまして、例えばボイラーですとか、そういうものにつきましては、長野県松本地域振興局環境課のほうで立入り調査などを行っております。土壌汚染につきましては、基本的に立入り調査というのはございません。こちらで汚染が見つかった場合は、人に直接的な被害、直接的な摂取がないようにというような指導をするところですが、特に調べるというところではございませんので、そのような立入りは、今は実施をしておりません。

(会長) ありがとうございます。水も含めて2カ所が全部ということですよ。2カ所のうちの0カ所と。そのほか、いかがでしょうか。

(委員) 資料3の別紙2の4ページ、第1項野生動植物の保全と対策、二ホンジカの駆除のところなんですけれども、先ほどご説明いただきましたように、1400頭の目標を持って、1377頭の実績値だということで、1400頭という目標は被害なども調査して出したということだったのですが、本当に1400頭で十分なのか精査していかないと。100頭のシカから1年で何頭生まれるのかわかりませんが、10頭生まれるとしますと、1万頭いたら何頭生まれることになるのか。分母が大きいともものすごい勢いで増えていくわけです。そういったところから考えて、松本市は1400頭でいいのかどうなのかもちょっと厳密に詰めていく必要があるのではないかとということがひとつ。それから、ホームページなどで調べたところ、長野市ではもうすでに鳥獣被害防止計画というのがありまして、さらにイノシカ対策課という独立した課を作っているんです。そこで鳥獣被害防止計画というのを立てています。もうひとつ、長野

市ではジビエ振興計画というのも立てているんです。ここでは、解体するところの施設であるジビエ肉処理加工施設、自動車の中で解体する移動式解体処理車、それを保存する保冷車などを準備して、野生鳥獣に対する個体調整をする時の後処理の問題を具体的に始めているんです。始めたばかりではございますが、ですから松本市も、生物多様性の問題であるとか、理念からするとシカ対策が近々の課題の一つではないかと思えます。市によっていろいろ事情がありますから長野市の真似をしろということではないですが、具体的な野生鳥獣の個体調整又は管理のところをもう少し推し進めていく必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(環境保全課) シカの頭数の分母が大きいというところでございますが、長野県5カ年計画というのがあります、その中で松本市は何頭、他は何頭というように割り振りはあるそうです。ただその中で実際に被害が出ないのにどんどん捕るかという、被害の状況に応じて加減しているのが実情だと思います。委員がおっしゃったようにどんどん捕ったほうがいいということはありますが、なかなか進まないというところでございます。そちらにつきましては担当課のほうに申し伝えようと思えます。鳥獣以外のお話もありましたが、イノシカ対策課が長野市にあるというところと、ジビエ振興計画ということなんですが、今の段階で返事をするのは難しいので、担当課のほうに申し伝えたいと思えます。ジビエにつきましては、今松本市としてジビエの課などはございませんが、民間で処理しているところは内田に1カ所ほどございます。以上です。

(会長) 実際にモニタリングして、数によって変わってくると思えます。かなり問題としては大きな問題ですよね。

(委員) 例えば美ヶ原等で貴重な植物がシカによって相当被害を受けていて、絶滅している植物もあります。ですから、単なる農業被害ではなくて、林業の問題であるとか生物多様性の見地からも被害があるわけですから、もう少し厳密に追及していく必要があると思えます。かなり膨大な数を調整しないといけないということになりますと、処理の問題は絶対に出てくると思えます。処理はほとんど埋めているんですよ。

(環境保全課) はい。

(委員) 資料3の別紙1にモニタリング指標が8項目あって、8項目目に「資源としての利用」というのがございますので、それも含めてもう少し前向きに考えていく必要があるのではないかと思います。

(会長) 次回の時にまた結果を教えてください。

(環境政策課) はい。ありがとうございます。資料2、5今後の対応にありますように、松本市環境保全施策庁内推進会議を6月1日に開催いたします。そこで本日いただいたご意見などを関係課に伝えて対応していきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。第3次松本環境基本計画のほうはよろしいでしょうか。

(会長) では、松本市生物多様性地域戦略のほうにいきましょうか。

(委員) 資料3の別紙1の7環境学習についてございます。エコスクールもしくは環境教育支援事業と書いてありますが、松本市の小中学校の通常授業の中ではどのように取り組んでいるのでしょうか。委員のほうから教えていただければと思えます。

(委員) 環境教育に関しては、理科・社会等いろいろなところで扱っており、それぞれの学年に応じて環境教育が年間カリキュラムとして存在しております。それに伴いながら各学校独自の環境教育を行っておりますが、具体的に統計は取ってまとめてはおりませんけれども、エコスクールの予算をいただいておりますので、各学校なりの取り組みをしているとしかお答えができないのが現状でございます。

(会長) はい、その他いかがでしょうか。わたくし先ほど資料2のところ聞きそびれたところがあります。資料2の別紙2の6ページの環境教育講座(出前講座+地区公民館環境教育)数のところで、目標値

達成に向けた見直し方針の欄に、地球温暖化対策等の課題への学習意欲を高めると書いてありますが、その他にバリエーションが減っているということはないのでしょうか。毎年少しアップデートするとか、生物多様性についてももう少し項目を入れて聞きたくなるような題にするとか、その辺の工夫についてはいかがでしょうか。

(環境政策課) はい。この環境教育講座数は出前講座に公民館の講座数を加えた数になりますが、生涯学習課で取り扱っている出前講座のメニューにつきましては、毎年見直しを行っております。昨年度には新たに外来生物駆除のアレチウリ等についてもメニューを加えております。今後、生物多様性等新たなメニューも検討し加えまして、公民館の講座だけでなく、直接環境部局に市民の皆様からご依頼が来るように出前講座の充実を図ってまいります。

(会長) ありがとうございます。これ信州大学も同じような講座があるんですけども、地球温暖化の講座のニーズが減っている印象で、重要性は高まっているながら要望は減っているんですよ。ですので、少しタイトルを変えるとか、別の観点から攻めてみるとか、工夫や広報が必要なのかなと思いを申し上げました。

(委員) 生物多様性のところで、昨年か今年の4月に環境保全課で外来種パンフレットなどを作っていたと思います。こういう指標にはなかなか載りにくいのですが、例えば、オオキンケイギクがスマイルホテルさんの駐車場等で繁茂していて、花いっぱい運動だから咲いているのかと言いたくなるくらい状態です。やはり今気づいた人がとるだけでは対処しきれないんですよ。直接チラシを配っていくなど、市だけで対応するのではなく、気づいたところでチラシを配ったり、草の根的にやっついていかないと難しいと思います。特定外来生物法に載っている外来種だけではなくて、例えば最近爆発的に増えている外来種でナガミノヒナゲシというものがあつたりするんですが、こちらは指定されていないんですよ。ただ、1、2年見ていると急速に増えている外来種はあるので、そこをどうフォローしていくかは手を付ける必要があると思います。気づいたうちに手を付けて悪いことはないと思いますので。増やしてしまってからなくすのは難しいですが増やすのは簡単です。例えばナガミノヒナゲシだと、小学校の周りで小学生がたんぼぼの綿のように種を吹いて遊んでまき散らしてナガミノヒナゲシだらけになってしまったりしています。環境学習にもかかわってくるんですけども、そういうところも踏まえて何か対策ができるようになればと思います。

(会長) これは意見ですかね。

(委員) はい。もうちょっと抜いたほうがいいものだとか、外来種の名前を知らない方が多いので、知っていただければ、環境教育として非常に大事だと思うので、環境学習という側面も併せて対応するなり保全していければいいのではないかと思います。

(会長) 行政もさることながら、民間でももう少し参加していただきたいと思います。その他よろしいでしょうか。それでは続きまして、「松本市一般廃棄物処理計画の見直しについて」事務局よりご説明をお願いいたします。

#### 議題4 松本市一般廃棄物処理計画の見直しについて (環境政策課)

(会長) ありがとうございます。ただ今のご説明に何かご質問、ご意見ありますでしょうか。これから6月、7月で答申をまとめるということで、かなりタイトな日程ですけども、今、データを収集させていただいているところです。これは計画自体の達成率もかなり厳しいところですから、他市などの状況もしっかり見たうえで、今後の答申案を考えておりますので、まずはデータを集める作業を今月行っている状況であります。いかがでしょうか。概ね水は数字がいいものですから、ごみでかなり時間を割くことになると思っております。特に追加等ございませんでしたら、また松本市環境審議会には答申案とし

て案をお示しすることができますので、みなさまからのご意見をもらえればと思います。それでは最後に「食品ロス削減事業の実施結果について」ご説明をお願いいたします。

#### 議題5 食品ロス削減事業の実施結果について (環境政策課)

(会長) ありがとうございます。ただ今のご説明に何かご質問ご意見ありますでしょうか。

(委員) 資料5の2ページの表中、生ごみに含まれる食品ロスの中で、食品ロス以外の食品以外というのはどのようなものなのでしょう。興味本位な質問で申し訳ないんですけども、例えで結構です。

(環境政策課) 例えば、コーヒーのかすなどが挙げられます。

(会長) コーヒーのかすとは豆のかすですか。

(環境政策課) そうです。

(会長) それは食べられないですからね。はい、いかがでしょうか。

(委員) 資料5の4ページです。上から3行目に「賞味・消費期限の正しい理解」というところです。賞味期限と賞費期限の正しい違いをお示しいただければと思います。

(環境政策課) 消費期限はあくまでもその日までに食べていただくものです。そして賞味期限のほうは、その期限まではおいしく食べられるということになっております。それ以降も賞味期限につきましては、におい、味等を確認して、食べることはできるもので、消費者庁等でもこちらを正しく理解してほしいと周知に努めているところです。

(委員) 資料5の3ページ目の食品ロスの削減事業のところ。生ごみに含まれる食品ロスの割合ということですが、基本的には全体量が大事ですから、比率ではなくて、絶対量のほうで議論していくのが本筋だと思います。ですから食品ロスそのものも同じで、表のほうで議論するのが正しいやり方で、比率でやるとどっかがやるとどっかが増えるので、その議論はあまり意味がないので、絶対量を減らすのが大切だと思います。

(会長) パーセントだとわかりにくいですよ。実際には食品ロスは50グラムで食品ロス以外が360グラムほどということで、絶対値の議論をしないといけないですよ。水切りはうまくいっているとはいえると思いますがね。その他いかがでしょうか。

(委員) 食品ロスの一般家庭の表で、一般家庭のほうが減ってきているのは、行政などがやってきたことの効果が表れていると思います。今生活が二極化されているので、残す人、残さない人いると思います。2年前に農林水産省があがたの森で講演をやった時に行きました。農林水産省の人が、事業系食品ロスがこのままではいかんということで、商品を出すときに賞味期限まで残り3分の1になったら売れなくなっちゃうとかそういうのをやめさせる条例をつくったとか、マヨネーズの容器の肉厚を厚くさせて、保存が長くなったことなどを話していました。2年ほど前にこの環境審議会で、研修で上越に行きました。そこには生ごみだけを集めてガス化するというのがあって見たのですが、そのあと1年後にはさらに進歩して、ガスがたくさんできたから発電所を作り出した。さらに詳しく聞いてみたら、有料の緑の袋を使って、事業所の生ごみ、家庭の生ごみも、発酵させてガスにしています。生ごみ、食べ残しに関しては、長野市でもある会社では熱を加えて豚の餌にするということもやっています。松本市は現在、生ごみは可燃ごみですが、これから先、先進地が行っているような活用方法を考えていったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(環境政策課) 今、先進地のおはなしがありました。例えば、長岡市もエネルギーも含めて先進的な事例で取り組んでおられると聞いております。ただ長岡市の皆さんも生ごみがたい肥化できるからいいということではなくて、生ごみを減らさないといけないという意識が非常にございまして、実は昨年長岡市の環境部長さんと一緒に職員がこられて、食品ロスの勉強会を行いました。まずはごみを出さないところが一



番大切で、皆さん同じ考えだと思います。いい施設というところではあるので、今回の一般廃棄物処理計画の中でも議論いただければと思います。それから産業系のごみはかなり多く出ているんですが、実は製造業のごみの95パーセントは再生利用されています。返品はかなりあるんですが、一番下の食品産業については、23パーセントしか再移用されていないので、ほとんどが燃やされています。農林水産省もそういったところの仕組みをきちんとしていけないと思います。松本市としても、出さないのが一番だが、出してしまったごみを再利用していく仕組みも作っていければと思っています。ちなみに松本市の学校給食センターのごみは全部リサイクルという形で出していますので、仕組みを松本市の中でできればいいのですが、松本市中で再生処理をやるというのは臭いなどのことがあってかなり難しく、木曾の事業者に出したこともございますので、兼ね合いも含めて一般廃棄物処理計画の中で議論していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(会長) 再利用よりも削減が先という話がでましたけども、以前、上田にも施設がありますし、木曾や上越などの話が出ましたが、そういうところはかなり離れたところにあるんですね。以前の一般廃棄物処理計画の時にもやっぱりその辺のところはかなり作るのは厳しいだろうということが議論の中でも出ましたが、今回は当然これも議論の中に入れてですね、次回はディスカッションさせていただければと思います。いかがでしょうか。10月30日、31日は食品ロスの全国大会ということで、第1回目は松本市で行われます。盛大になるのではないかと思います。この辺でよろしいでしょうか。そのほか何かございますか。円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

#### その他

(会長) それでは、その他ということで事務局から何かございますでしょうか。

(環境政策課) 特にありません。

(会長) それでは、本日の審議はこれで終了します。どうもありがとうございました。

#### 4 閉 会